

議会改革推進特別委員会 会議資料

令和7年2月17日

内容

- 01 経過報告 … オンライン委員会検討分科会
- 02 経過報告 … 通年会期制導入検討分科会
- 03 議会基本条例の検証(第26条)
今後の対応案 … 議会基本条例等検討分科会
- 04 議会改革推進特別委員会の年間スケジュール案

① 機材等の提案を業者に依頼 → 業者が機材等の選定中



委員会の会議の特殊な点

委員、理事者側、事務局、傍聴者など、多数の出席者が関係している点や、インターネット配信を実施している点を踏まえて、適切な機材等の紹介を依頼

Neat Board Pro

多数の出席者の中から、焦点を当てる範囲を設定できるなど、委員会の開会に適した機能を搭載

② 理事者側も、オンライン出席可能としたことを、理事者側に通告

- 理事者側も利用の意向を表明。理事者側の出席ルールの作成に着手
- 理事者側は組織で説明は代理が可能。育児・介護等休暇によるオンライン出席は想定しにくいですが、遠隔地の総合事務所長などの利用ができれば利便性向上

① 2/6に理事者側と協議

- 総務部長、総務課議会担当職員、法務担当職員が出席
- 議会側は基本的な考え方を伝え、理事者側は通年会期制へのスタンスや質疑応答

議会側の考え	<ul style="list-style-type: none">• 臨時会の増加や経済対策等の専決処分に対し、通年会期制を導入し、市民や地域の声を着実に行政に届ける体制を整備• 通年会期制導入後は、機動的に議会を開会できることから、原則、市長は179条の専決処分を実施しないものと想定し、180条の指定を受けたい事項を議会側に報告するよう通知
主な発言	<ul style="list-style-type: none">• 理事者側も通年会期制の導入を前向きに捉えている• 180条の指定については、理事者側内部で検討し、後日報告
主な質疑	<ul style="list-style-type: none">• 通年会期制導入後、議会側は、179条の専決処分を認めないのか• 導入後、臨時会を開会するまでの期間はどれぐらいになるのか

② 今後の流れ

- 180条の専決処分事項を3/21までに報告するよう依頼
→締切までの結論は困難。後日、締切日や協議の流れを報告
- 理事者側から報告があった専決処分事項については、分科会にて論点を整理した上で、委員会の議題としてお諮りすることを予定
- 4月中～下旬ごろには、次回の委員会を開催できる見込み

経過報告及び協議事項について

① 議会基本条例の検証は、26条(政治倫理)から着手

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第6条)

議員、議会、議長、会派の活動原則や、議会改革の推進を自らに課した

主な議論の内容

2条・3条 活動原則は、政策立案・議会運営の検討後、反映

主な議論の内容

5条 会派の意義

主な議論の内容

5条 1人会派の是非

第4章 議会と行政との関係(第11条—第14条)

執行機関との緊張関係と具体的な行動などを規定

主な議論の内容

13条 議決事件

主な議論の内容

14条 政策立案・政策提言

第5章 議会運営(第15条—第18条)

本会議・委員会の運営や、政策形成の具体的な仕組みの定め

主な議論の内容

15・16条 委員間討議

主な議論の内容

18条 課題調整・政策形成会議

機能強化のための具体的な取組・運営の検討後、活動原則の条文に反映検討

課題調整会議などの政策形成ツールの検討後、関係条文にもフィードバック

第7章 議会の機能強化(第20条—第25条)

研修の実施、交流・連携、事務局、図書室、予算の確保などの定め

主な議論の内容

20・22条 研修・視察・交流

主な議論の内容

23条 議会事務局

第8章

政治倫理並びに議員の身分及び待遇(第26条—第28条)

報酬、定数と政治倫理に関する規定を定める

主な議論の内容

27条 議員定数

主な議論の内容

28条 議員報酬

主な議論の内容

26条 政治倫理

② 9/24の委員会での基本条例26条に関する議論の方向性

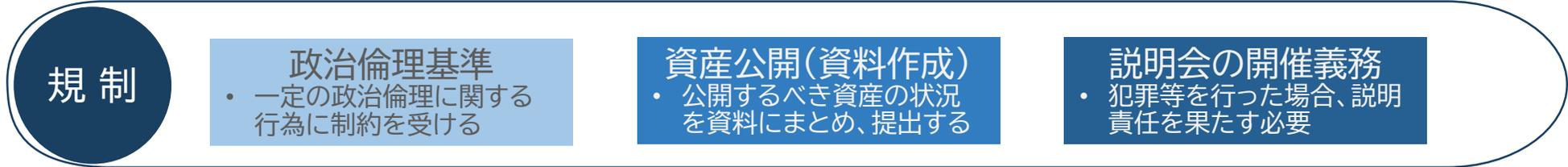
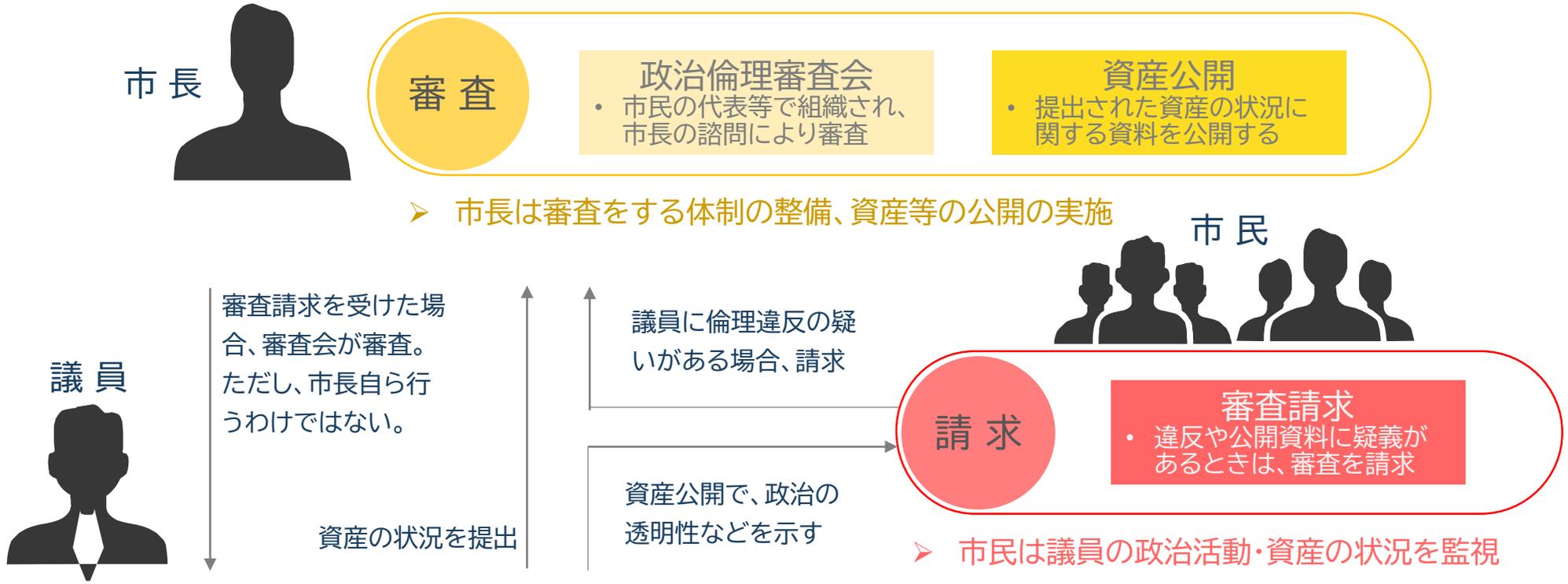
- 議論を継続していくことを確認し、政治倫理条例制定の必要性から議論を進める。必要性を確認した後、政治倫理基準・資産公開制度・問責制度・政治倫理審査会・住民による調査請求権等の機能確保について議論する。また、ハラスメント対応についても同様に進める。
- 必要性の議論に先立ち、政治倫理の確保やハラスメントに関して、**当市議会の議論の経過**や**他市議会の条例の目的・機能**などを調査研究

③ 当市議会での議論の経緯

- 政治倫理条例の制定に前向きな意見もあったが、総意として**制定の動き**に至らず

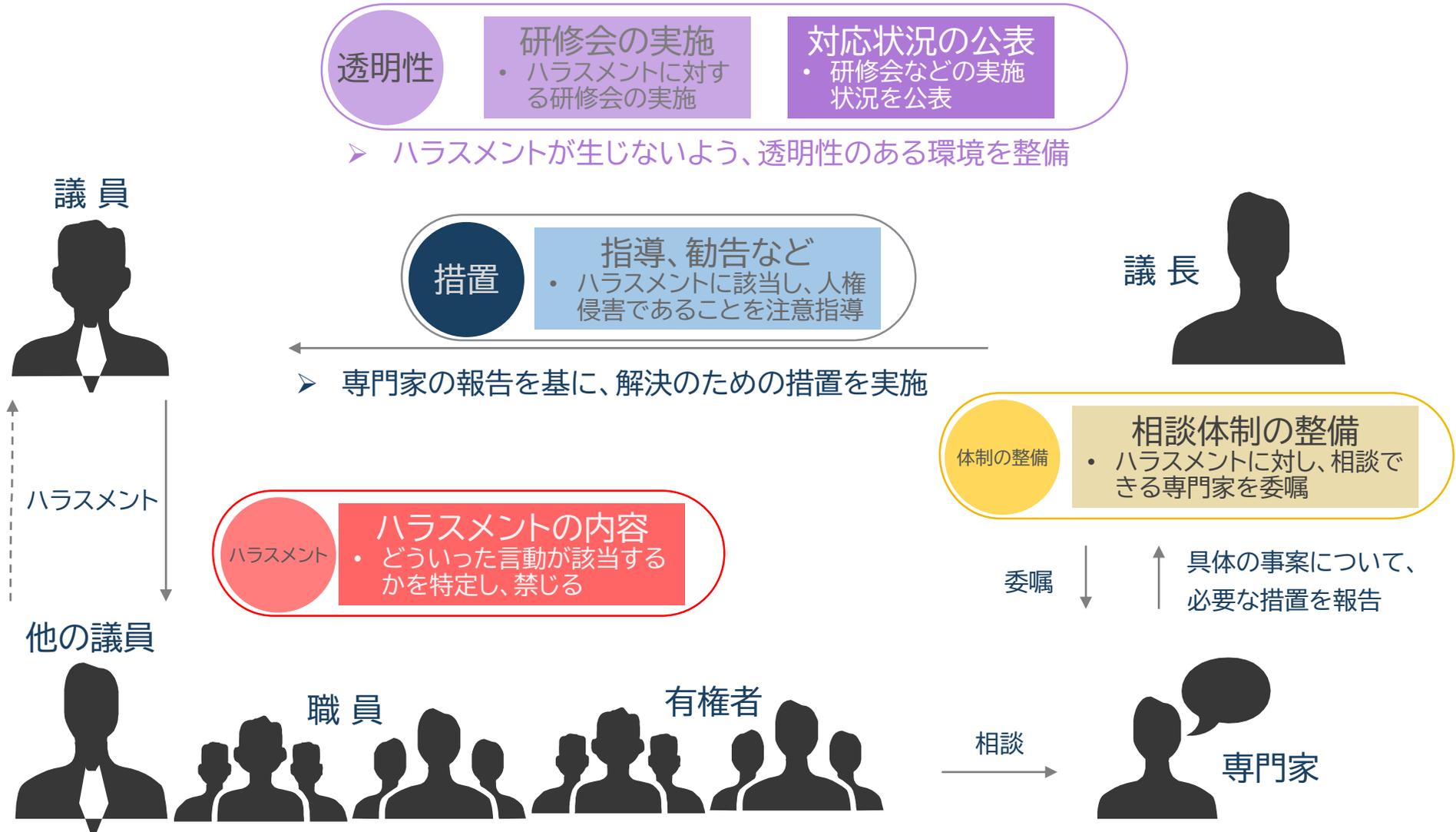
H24検証	○ 特段の意見なし
H28検証	○ 過去には倫理条例の検討組織を設けて議論した経緯もある。倫理を厳しくしすぎることで立候補する意欲を削いでしまうという側面もあるだろう。「倫理とは何か」という点をきっちり確認して、議論していく必要がある。 ○ 制定から7～8年経ち、条例化が必要な時期にきていると感じる。
R2検証	○ 責務を果たし品位の保持に努めてはいるが、更なる確保のためには、議会倫理条例を制定すべきと思う。

④ 他市議会の条例の目的・機能 ～政治倫理条例～



➤ 議員には政治倫理の公正を保つための制約・義務が課せられ遵守しなければならない

⑤ 他市議会の条例の目的・機能 ～ハラスメント条例～



⑥ 分科会の議論

- 条例が「必要ではない」と言い切ることが困難な性質のものであるため、委員も難しい判断を迫られ、様々な観点から意見があった

A案

条例制定・改正は見送り、調査・研修等を実施

条例は、議員の行動に歯止めをかけ、市民の信頼回復につなげる制度。一方、市民の監視の目が必要以上に厳しくなり、議員活動ができなくなる可能性が高い。また、悪意を持って行動する市民もいることから慎重に検討すべき。現在、当市議会において問題はなく、市民の信頼回復が必要な状況ではないことから、条例の必要性を感じない。

B案

規制手続を規定せず、理念を共有するための条例を制定する

他市の例にこだわらず、当市独自の考えで次のように考えることは可能である。すなわち、具体的な事例やそれに対する措置には一切触れず、抽象的な理念のみを列挙し、議員の責務としては政治倫理に関する定期的な研修受講義務と受講ごとにレポートの提出を義務づけることで意識の高揚を図る条例とする。

C案

規制手続も含めた条例を制定する

議会基本条例第26条には、新たにハラスメント対応を明記した上で、政治倫理条例について、贈収賄をはじめ、行政処分や契約に関する不当な取扱い、不適切な寄付、職務への不当介入等、議員として行ってはならない行為を具体的かつ詳細に定め、そのそれぞれについて詳細な措置を規定する条例を制定するとともに、主体・客体を全ての個人や集団とし、あらゆるハラスメントを対象とし、適切な措置を行う条例を制定する。

⑦ 分科会の結論

- ・ 特別委員会が主体となり、政治倫理・ハラスメントの研修会を実施する

議員の間で、政治倫理・ハラスメントに対する知識にばらつきがある。まずは議員全員の政治倫理・ハラスメントに関するリテラシーを高めるため、研修会を実施する

- ・ 研修会を経て、基本条例の逐条解説を修正するか検討する

自治体議会における政治倫理の問題については、近年、ハラスメントが主戦場となり、条例を制定する動きが見られる。今回の基本条例検証では、必要性の観点から見送りの結論となったが、研修を踏まえて逐条解説の修正が必要か否か判断

⑧ 今後の流れ

- ・ 議会基本条例等検討分科会は、政策立案・政策提言の検証に移行
- ・ 政治倫理に関する研修会の実施等は、議会基本条例等検討分科会で議論した方向性に基づき、オンライン委員会検討分科会が担う

議会改革推進特別委員会の令和7年の活動スケジュール案

✓ 12月定例会での条例の改正案発議を目途に活動

2025	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC
定例会		★ 3月定例会				★ 6月定例会			★ 9月定例会			★ 12月定例会
議会改革 特別委員会		★ 第6回		★ 第7回	★ 第8回 ★【ハラスメント研修基本条例分科会提案事項】仮 ★ 市民意見交換会		★ 第9回			★ 第10回 ★ 議長へ提言		★ 第11回
オンライン 分科会		機材等の選定 理事者側ルール作成【時期未定】			議会側条例案作成			機材等の予算要求 条例案審査				
通年会期 分科会		専決処分 年間スケジュール		一事不再議 会期の始期		制度の根拠 細部の決定		条例案作成 条例案審査				
基本条例 分科会	政策提言			議員間討議		議決事件	会派等	広報広聴 条例案作成 条例案審査				

最終日
関係条例
発議